

1 目的

- (1) 共通の興味や関心をもつ者による文化的、体育的、対外的な活動を通して、生徒個々のもつ能力や個性の伸長を図り、余暇の拡大や生涯学習につなげる。
- (2) 生徒が自主的に活動するとともに、互いを尊重し協力し合うことで、豊かな生活を創造しようとする態度を育成する。

2 基本方針

- (1) 設置する部は特スポ連、高体連、高文連等と連動したものを原則とし、校舎設備や生徒の興味・関心等を考慮して決める。
- (2) 部活動への加入については、教育課程外であることから任意とする。
- (3) 原則として、入部した部で3年間活動する。入部の際は「部活動入部届」を提出し、進級後も継続更新とする。事情により転部や退部を希望する場合は、部活動顧問や学級担任、保護者と話し合いの上、「部活動転部届」「部活動退部届」を提出する。
- (4) 3年生の活動期間は、上記の目的を鑑み、基本的に卒業までとするが、進路関係の動きなどを考慮し、3学年の意向を踏まえて調整することもできる。
- (5) 活動の一環として、できるだけ競技会や作品出展等への参加を心掛け、地域や他校生との交流を図るようにする。

3 活動日及び活動時間

- (1) 活動日は原則として平日とするが、学校休業日も活動ができる。
- (2) 活動時間は、原則として15:40～16:30とする。
自主練習時間として16:30～16:45頃まで活動してもよいが、事前に「時間延長希望届」を提出する。
- (3) 産業現場等における実習（校内実習）期間及びその事前・事後学習期間（事後学習最終日を除く）、二高養祭特別時間割期間は原則として活動しない。また、委員会活動設定日や会議日、研修日等も同様とするが、顧問が練習に立ち会える場合は活動することができる。
- (4) 学校の休業日に活動する場合、活動時間は3時間以内とする。活動した場合、「部活動指導手当」または活動時間分の「勤務振替」を取得できる。
- (5) 兼部は認めない。
- (6) 2、3学年の初回活動を4月13日（月）とし、部内の組織決め等を行う。新入生は、4月16日（木）、20日（月）に各部活動の見学を学級担任帯同のもと学級ごとに行う。（4月21日（火）、22日（水）を予備日として設定する。）4/24（金）に「部活動入部届」を配付し、提出後から活動に参加する。ただし、夏季休業終了日までは仮入部期間とし、変更したい場合は顧問に相談の上、再度「部活動入部届」を提出する。

4 運営について

- (1) 部活動顧問は、月間活動計画を作成し、定められた期日までに生徒指導部部活動担当へ提出する。なお、月間活動計画は、各部活動で生徒へ周知し、生徒指導部部活動担当が生徒玄関前掲示板を利用し周知する。
- (2) 活動中は、顧問が練習に立ち会うことが原則である。立ち会うことが難しい場合は、活動をしない。自主練習時間も同様とする。

5 各種大会、練習会等について

- (1) 特別支援学校総合スポーツ大会は、大会申込期間中に所属している部活動を基本とし、バスケットボール部、バレーボール部、サッカー部、陸上競技部は、原則としてその部活動の種目に出場する。レクリエーションスポーツ部の生徒はボッチャ競技もしくはフライングディスク競技のどちらかを選択し、出場する。卓球部、芸術部、ボードゲーム部、未加入の生徒は、希望種目調査を行い、調整後出場種目を決定する。また、大会前には出場種目の部活動での練習に参加する。
- (2) 障害者スポーツ協会、各競技団体等の大会や練習会等については、学校として参加するものは本校の部活動に係る活動方針に沿って活動する。それ以外については基本的に保護者責任のもと参加等について判断するが、現場実習期間（事前・事後学習期間含む）等に参加するなど検討が必要なものに関しては事前に本人、保護者と学校間で確認の上、各家庭で判断する。
- (3) 顧問の引率等については、学校として参加するものは必ず顧問が引率する。学校として参加しないものに関しては基本的に引率等を行わないが、場合によっては引率する場合もある。